

# (仮称) 高浜市手話言語条例(案)の概要

## 前文

### 【手話とは】

- ・手話は、ろう者にとって意思疎通や、知識の蓄積及び文化を創造するための必要な言語である一方、長い間、手話が言語として認められず、ろう者は苦難を強いられていた。

### 【条約・法令の制定】

- ・障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられている。

### 【本市の目指すべき姿】

- ・手話が言語であるとの理解を広め、誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指す。

## 目的(第1条)

- ・手話が言語であることを前提に、①基本理念、②市の責務、③市民、ろう者、事業者の役割、④手話に関する施策の基本的事項を定め、地域共生社会の実現を目的とする。

## 基本理念(第3条)

- 1) ろう者が、自立した日常生活を営み、地域共生社会の実現を目指す。
- 2) 手話への理解の促進等を図り、手話によるコミュニケーションを図りやすい環境を構築する。
- 3) ろう者は、コミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重される。

## 市の責務(第4条)

- ・基本理念にのっとり、手話への理解の促進と手話の普及を図るための施策を総合的かつ計画的に実施するように努める。

## 市民等の役割(第5条)

- 1) 市民は、手話の必要性についての理解を深めるように努める。
- 2) ろう者は、主体的に手話の普及に努める。
- 3) 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努める。

## 手話に関する施策(第6条)

- 1) 手話に対する理解及び普及のための施策  
(例) パンフレット作成、研修の実施
- 2) 手話によるコミュニケーション及び情報取得に関する施策  
(例) 手話通訳者派遣、手話による情報発信
- 3) その他市長が必要と認める施策

## 協議の場(第7条)

- ・手話の施策の実施等で必要がある場合は、ろう者その他の関係者から意見を聴くため、協議の場を設置する。

